

令和8年6月17日開会

令和8年6月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 6 号	令和7年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報 告 第 7 号	令和7年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 8 号	令和7年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議 案 第 42 号	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	1
議 案 第 43 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	3
議 案 第 44 号	寝屋川市税条例の一部改正	6
議 案 第 45 号	寝屋川市空き家流通促進税条例の制定	14
議 案 第 46 号	寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	20
議 案 第 47 号	寝屋川市都市公園条例の一部改正	22
議 案 第 48 号	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	25
議 案 第 49 号	令和8年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 50 号	令和8年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 51 号	令和8年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 52 号	財産の取得	27

番 号	案 件	頁
議案第 53 号	和解	28
議案第 54 号	和解	29
議案第 55 号	和解	30
議案第 56 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	31
議案第 57 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する 協議	33
議案第 58 号	町の区域の変更	35
議案第 59 号	人権擁護委員候補者の推薦（湯川 あつ子）	37
議案第 60 号	人権擁護委員候補者の推薦（中井 豊）	40
議案第 61 号	教育委員会委員の任命	43
議案第 62 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	46
議案第 63 号	農業委員会委員の任命（筏 眞智子）	49
議案第 64 号	農業委員会委員の任命（井上 嘉信）	52
議案第 65 号	農業委員会委員の任命（猪俣 由紀子）	54
議案第 66 号	農業委員会委員の任命（川口 茂明）	57
議案第 67 号	農業委員会委員の任命（木村 照美）	60

番 号	案 件	頁
議案第 68 号	農業委員会委員の任命（近藤 利則）	62
議案第 69 号	農業委員会委員の任命（田伐 厚子）	65
議案第 70 号	農業委員会委員の任命（堤下 敏）	67
議案第 71 号	農業委員会委員の任命（中司 平六）	69
議案第 72 号	農業委員会委員の任命（中橋 弘）	72
議案第 73 号	農業委員会委員の任命（中村 治彦）	75
議案第 74 号	農業委員会委員の任命（西口 完）	78
議案第 75 号	農業委員会委員の任命（枅井 信仁）	80
議案第 76 号	農業委員会委員の任命（溝口 透）	83
議案第 77 号	農業委員会委員の任命（南 昌男）	86
議案第 78 号	農業委員会委員の任命（皆見 吉孝）	89
議案第 79 号	農業委員会委員の任命（脇山 康澄）	92

議案第 42 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月17日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 3 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条各号列記以外の部分中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加え、同条第 1 号中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（」に、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項及び第 15 条第 2 号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月17日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市個人番号の利用に関する条例

第 1 条中「及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別表第 1 (8)の項を削る。

別表第 2（市長 (1)の(1)の項、(2)の(4)の項、(10)の(3)の項、(12)の(3)の項、(14)の項、(19)の項、(21)の 2 の項、(26)の項、(31)の(3)の項及び(38)の項を除く。）中「外国人生活保護措置関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

別表第 2 市長 (1)の(1)の項を次のように改める。

(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 29 年社発第 382 号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 市長 (2)の(2)の項中「地方税」の次に「(同法第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。）」を加え、同表市長 (2)の(3)の項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、同表市長 (2)の(4)の項中「又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表市長 (10)の(3)の項を削り、同表市長 (12)の(2)の項及び(3)の項を削り、同表市長 (14)の項を次のように改める。

(14) 削除

別表第2市長 (18)の項中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同表市長 (19)の項を次のように改める。

(19) 削除

別表第2市長 (20)の(1)の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)」に改め、同表市長 (21)の2の項を削り、同表市長 (22)の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「(昭和39年法律第129号)」を加え、同表市長 (26)の項及び(27)の項を次のように改める。

(26)及び(27) 削除

別表第2市長 (31)の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務」に改め、同表市長 (31)の(2)の項及び(3)の項を削り、同表市長 (38)の項を次のように改める。

(38) 削除

別表第2市長 (46)の項中「外国人生活保護の措置に関する事務」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務」に改め、同表市長 (46)の(2)の項から(14)の項までを削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 29 条第 1 項中「施行規則第 5 号の 5 様式、第 5 号の 5 の 2 様式又は第 5 号の 6 様式」を「施行規則第 5 号の 4 様式（別表）」に改め、同項ただし書中「及び第 30 条の 3 第 1 項」を「並びに第 30 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 30 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 30 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9,000,000 円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 950,000 円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手

当等（第 50 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）を有する者

第 30 条の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 71 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 200,000 円」を削り、「1,500,000 円」を「1,800,000 円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第11条の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第11条の3中「又は附則第49条第1項」を「、附則第45条第1項又は附則第49条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第12条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第14条中第22項を第25項とし、第13項から第21項までを3項ずつ繰り下げ、第12項を第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第14条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第41条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 45 条及び第 46 条を次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 45 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 20 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 21 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 10 条第 1 項及び附則第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 10 条第 1 項及び附則第 11 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産

に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 46 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 29 条第 1 項ただし書、第 30 条の 2 及び第 30 条の 3 の改正規定並びに附則第 7 条及び第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 71 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 24 条の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 11 条の 3 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 12 条の 2 及び第 41 条の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 11 条の 3 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第 45 条及び第 46 条の改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第 30 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 30 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の寝屋川市税条例第 30 条の 3 第 1 項の規定

による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例附則第11条の2第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例附則第11条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について

適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第41条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第41条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第45条の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例第71条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 45 号

寝屋川市空き家流通促進税条例の制定

寝屋川市空き家流通促進税条例を次のとおり制定する。

令和8年6月17日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市空き家流通促進税条例

(空き家流通促進税)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項の規定に基づき、市税として課する普通税として、空き家流通促進税を課する。

2 空き家流通促進税の賦課徴収については、地方税法及びこの条例に定めるもののほか、寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）第1章の規定を適用する。この場合において、同条例第8条第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは寝屋川市空き家流通促進税条例（令和8年寝屋川市条例第号）」とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、地方税法及び寝屋川市税条例において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅のうち、現に人が居住していない状態にあると認められるものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (3) 家屋割 空き家に係る固定資産税額を課税標準として課する空き家流通促進税をいう。
- (4) 家屋立地割 空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額を課税標準として課する空き家流通促進税をいう。
- (5) 単位地積当たり価額 家屋の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税額（当該土地について、地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地とみなして、同項及び同条第2項の規定を適用することとした場合における固定資産税額とする。）を当該土地の地積（土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された地積をいう。）で除して得た額をいう。

(6) 延べ面積 空き家の各階の床面積の合計面積をいう。ただし、空き家が地方税法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋（以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該区分所有に係る家屋の延べ面積を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合によって按分した面積をいう。

（納税義務者等）

第3条 空き家流通促進税は、寝屋川市の区域内に所在する空き家に対し、その所有者（当該空き家に係る固定資産税について地方税法第343条第1項、第2項、第4項及び第5項において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）に家屋割及び家屋立地割の合算額によって課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる空き家に対しては、空き家流通促進税（第3号に規定する空き家にあつては、所有者の死亡の事実が生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事実が生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の空き家流通促進税に限る。）を課さない。

- (1) 事業の用に供しているもの又は当該年度の賦課期日から起算して1年を経過する日までに事業の用に供することを予定しているもの（当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き空き家の状態にあるものを除く。）
- (2) 賃借人の募集又は販売を開始した日（空き家の状態が継続している間に2回以上賃借人を募集し、又は販売する場合にあつては、当該期間において最初に賃借人の募集又は販売を開始した日）から起算して1年を経過していないもの（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 所有者が死亡したことにより空き家となったもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上その他の事由により課税を不相当と市長が認めるもの

2 空き家の所有者は、その所有する空き家が前項各号に該当するときは、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、

その必要がないと市長が認める者については、この限りでない。

(課税標準)

第5条 空き家流通促進税の課税標準は、家屋割にあっては当該年度における空き家に係る固定資産税額（空き家が区分所有に係る家屋の専有部分である場合には、地方税法第352条の規定により算定した固定資産税額）とし、家屋立地割にあっては当該年度における空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額とする。

(税率)

第6条 空き家流通促進税の税率は、100分の35とする。

(調査)

第7条 地方税法に定めるもののほか、寝屋川市は、寝屋川市の区域内における空き家の所在を把握し、その空き家流通促進税を賦課徴収するために必要な調査をすることができる。

(納税管理人)

第8条 空き家流通促進税の納税義務者は、地方税法第676条第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、寝屋川市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は寝屋川市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る空き家流通促進税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第9条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(賦課期日)

第10条 空き家流通促進税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(納期及び納付額)

第11条 空き家流通促進税の納期は、次のとおりとし、各納期における納付額は、税額の4分の1に相当する額とする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 10月1日から同月31日まで
- 第4期 12月1日から同月25日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。
- 3 空き家流通促進税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該空き家流通促進税の全額を徴収する。

(徴収の方法)

第12条 空き家流通促進税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で特に必要があると認めるものについては、空き家流通促進税を減免することができる。

- (1) 当該空き家につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難に遭った者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助その他の扶助(葬祭扶助を除く。)を受けている者
- (3) 市長が定める事由により一時的に居住の用に供していない空き家の所有者

(4) 前3号に掲げる者のほか、特別の事情があると市長が認める者

- 2 前項の規定により空き家流通促進税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、空き家流通促進税を減免する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日を賦課期日とする年度分の空き家流通促進税の賦課徴収のために必要な準備行為は、市長の定めるところにより、同日前においても行うことができる。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、空き家流通促進税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年寝屋川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「35人」を「30人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における満4歳以上の園児に係る一学級の園児数については、この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間、この条例による改正後の寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第2項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第4条第2項中「30人以下を原則とする」とあるのを「35人以下を原則とする」と読み替えて、同条例第3条第1項に規定する条例基準とする。

議案第 47 号

寝屋川市都市公園条例の一部改正

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例

寝屋川市都市公園条例（昭和54年寝屋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5 第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

施 設		単 位 (1 面)	利用料金
南寝屋川 公 園	グラウンド	1 時間	600 円
	テニスコート		500 円
田 井 西 公 園	テニスコート		500 円

施 設		区 分		単 位 (1 台)	利用料金	
打 上 川 治 水 緑 地	駐 車 場	夏 期 以 外	夏期（7月 20日から 9月20日 まで）以外 の 日	平 日	1 時間	100 円
				土 日 祝 日	1 時間	200 円
		夏 期	前 期 〔7月20日 から8月 31日まで の 日〕	平 日	20 分	300 円
				土 日 祝 日		
			後 期 〔9月1日 から9月 20日まで の 日〕	平 日	1 時間	100 円
				土 日 祝 日	20 分	300 円

別表第5 第1項の表備考の1中「、ガス」を削り、同表備考の2を次のように改める。

- 2 単位欄に定める時間（1時間又は20分）に満たない端数は、これを当該時間（1時間又は20分）とする。

別表第5 第1項の表備考の5の(1)中「この表の規定にかかわらず」を「夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り」に改め、同表備考の5の(2)を次のように改める。

(2) 打上川治水緑地の駐車場の利用に関し、区分欄に定める区分を異にする日にまたがって駐車する場合における利用料金の額については、入場から24時間以内に限り、駐車する全時間につき、当該入場した日の区分に基づいて算出するものとする。

別表第5 第1項の表備考の5の(3)中「この表の規定にかかわらず」を「夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年におけるこの条例による改正後の寝屋川市都市公園条例 別表第5 第1項の表の打上川治水緑地の駐車場に関する規定の適用については、同表中「7月20日」とあるのは、「8月1日」とする。

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月17日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年寝屋川市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 児童生徒学習用タブレット端末等 |
| 2 | 財産の概要 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等 5,475 台 |
| 3 | 取得目的 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 416,655,543 円
(内消費税及び地方消費税の額 37,877,776 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮 川 潤 一 |

和 解

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 相 手 方 大阪府寝屋川市八坂町 27 番 17-403 号
株式会社リハケアサポート
代表取締役 吉 田 秀

2 和 解 条 項

- (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 2 年 8 月 27 日から令和 4 年 1 月 28 日までに返還した介護給付費を返還する。
- (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費返還金として、金 7, 370, 756 円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
- (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 2 年 4 月 2 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起こし、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

和 解

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 相 手 方 大阪府寝屋川市成田東が丘 28 番 7 号
社会福祉法人百丈山合掌会
理事長 川 嶋 成太郎

2 和 解 条 項

- (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 4 年 4 月 6 日に返還した介護給付費を返還する。
- (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費返還金として、金 13, 438, 563 円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
- (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 3 年 3 月 17 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起し、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

和 解

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

- 1 相手方 大阪府寝屋川市寿町 17 番 7 号
有限会社ステーションいずみ
代表取締役 泉 恵美子

2 和解条項

- (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 5 年 1 月 12 日及び令和 5 年 5 月 17 日に返還した介護給付費及び介護扶助費を返還する。
- (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費及び介護扶助費の返還金として、金 23,366,933 円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
- (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 4 年 3 月 15 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費及び介護扶助費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起し、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費及び介護扶助費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及び大阪広域水道企業団規約の変 更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更

令和 9 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉大津市、箕面市、門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

2 大阪広域水道企業団規約の変更

次ページのとおり大阪広域水道企業団規約の一部を変更する。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更

次ページのとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条第 1 項第 4 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

町 の 区 域 の 変 更


次のとおり町の区域を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

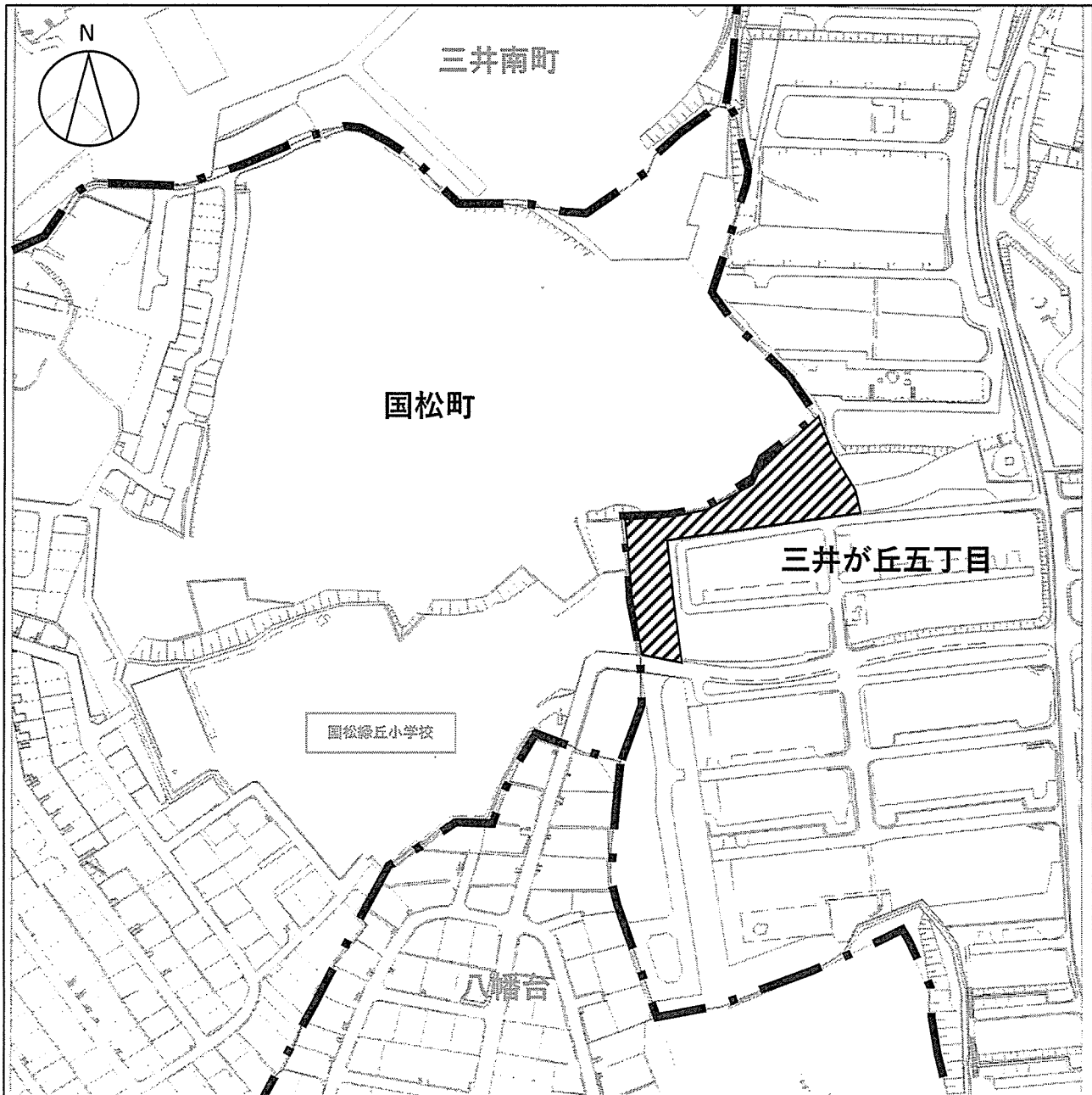
寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による国松土地区画整理事業の施行に伴い、国松町及び三井が丘五丁目の区域について、町の区域を変更する。
- 2 別図の斜線で示す三井が丘五丁目の区域を国松町の区域に編入する。
- 3 この処分は、土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

【別図】

凡例		
町界（現行）	— ■ — ■ — ■ — ■	
変更区域	現行	→ 変更案
	三井が丘五丁目	→ 国松町

1 : 2500



履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 湯 川 あつ子 (ゆかわ あつこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 58 年 3 月 同志社大学経済学部卒業

職 歴

昭和 58 年 4 月 株式会社サンリオ 入社
昭和 62 年 8 月 同 上 退社
昭和 63 年 4 月 有限会社奥田扇子店 入社
平成 3 年 12 月 同 上 退社
平成 4 年 1 月 湯川税理士事務所 入所
平成 29 年 4 月 同 上 退所
平成 29 年 4 月 木村税理士事務所 入所
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 14 年 4 月 寝屋川市立成美小学校 P T A 副会長
至 平成 16 年 3 月
自 平成 20 年 4 月 寝屋川市立第九中学校 P T A 会計監査
至 平成 22 年 3 月
自 平成 24 年 4 月 寝屋川市青少年指導員
至 平成 30 年 3 月

自 平成 26 年 10 月
至 現 在 人権擁護委員

自 令和 7 年 4 月
至 現 在 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員

賞 罰

令和 2 年 6 月 大阪府人権擁護委員連合会長表彰
令和 3 年 6 月 近畿人権擁護委員連合会長表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 井 豊 (なかい ゆたか)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 48 年 3 月 大阪教育大学教育学部卒業

職 歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立北小学校教諭
昭和 49 年 4 月 大阪教育大学附属平野小学校教諭
昭和 57 年 4 月 寝屋川市立石津小学校教諭
寝屋川市立第一中学校教諭 (昭和 62 年 4 月) を歴任
平成 4 年 4 月 大阪府教育委員会事務局指導第二課指導主事
大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事 (平成 6 年 4 月)、大阪府教育センター指導主事 (平成 8 年 4 月)、大阪府教育センター主任指導主事 (平成 9 年 4 月) を歴任
平成 10 年 4 月 大阪教育大学附属平野小学校副校長
平成 13 年 4 月 寝屋川市立第十中学校長
平成 14 年 4 月 大阪教育大学非常勤講師
平成 20 年 4 月 園田学園女子大学人間教育学部准教授
平成 27 年 4 月 関西大学非常勤講師
平成 28 年 4 月 大阪成蹊大学非常勤講師
平成 30 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 17 年 9 月	保護司
至 現 在	
自 平成 20 年 4 月	大阪教育大学附属平野小学校学校評議員
至 平成 27 年 3 月	
自 平成 20 年 4 月	寝屋川市立木田小学校学校評議員
至 令和 5 年 3 月	
自 平成 22 年 4 月	岬町立岬中学校学校評議員
至 平成 27 年 3 月	
自 平成 28 年 4 月	寝屋川市立中木田中学校学校評議員
至 令和 5 年 3 月	
自 平成 30 年 1 月	人権擁護委員
至 現 在	

賞 罰

令和 6 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
令和 7 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 澤 秀 作 (なかざわ しゅうさく)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成元年3月 大阪府立南寝屋川高等学校卒業

職 歴

平成2年4月 イケセン株式会社 入社
平成6年3月 同 上 退社
平成6年4月 北垣工業 入社
平成12年7月 同 上 退社
平成12年8月 リベロ 創業
平成24年11月 株式会社リベロ 設立
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成26年4月 寝屋川市立第五小学校PTA会長
至 平成28年3月

自 平成31年4月 寝屋川市立第六中学校PTA会長
至 令和3年3月

自 令和 3 年 4 月
至 令和 5 年 3 月

寝屋川市立第六中学校区地域教育協議会会長

自 令和 3 年 4 月
至 令和 5 年 3 月

寝屋川市地域教育協議会副会長

自 令和 4 年 7 月
至 現

寝屋川市教育委員会委員

在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

上 原 武 彦 (うえはら たけひこ)

学 歴

昭 和 50 年 3 月 関西大学法学部卒業

職 歴

昭 和 56 年 4 月 司法研修所 入所
昭 和 58 年 3 月 同 上 終了
昭 和 58 年 4 月 橋本崇志法律事務所 入所
昭 和 63 年 3 月 同 上 退所
昭 和 63 年 4 月 黒田・上原法律事務所 開設
平 成 10 年 2 月 上原武彦法律事務所 開設
(平成 25 年 1 月から北御堂筋パートナーズ法律事務所に
名称変更)
現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 22 年 4 月 大阪弁護士会副会長
至 平 成 23 年 3 月
自 平 成 23 年 7 月 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在
自 令 和 5 年 4 月 大阪府包括外部監査人
至 令 和 8 年 3 月

賞 罰

令和 4 年 5 月 寝屋川市表彰（感謝状）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 後 眞智子 (いかだ まちこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 47 年 3 月 奈良県立生駒高等学校卒業

職 歴

平成 2 年 3 月 有限会社新幸 取締役
平成 24 年 4 月 同 上 代表取締役
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 17 年 4 月 北河内農業協同組合女性会寝屋川地区会長
至 令和 7 年 3 月
自 平成 27 年 6 月 北河内農業協同組合理事
至 現 在
自 令和 元年 4 月 北河内農業協同組合女性会会長
至 令和 7 年 3 月
自 令和 5 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在

自 令和 7 年 4 月
至 現 在 北河内農業協同組合寝屋川地区副会長

自 令和 8 年 4 月
至 現 在 寝屋川市高宮千寿会（老人会）副会長

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	██
氏 名	井 上 嘉 信 (いのうえ よしのぶ)
生年月日	██

理 由

農業委員会委員の全員が、令和 8 年 7 月 19 日任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 井 上 嘉 信 (いのうえ よしのぶ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 48 年 3 月 大阪電気通信大学電子機械工学部卒業

職 歴

昭和 52 年 4 月 日本通信工業 (現ジャトー株式会社) 入社
平成 27 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 猪 俣 由紀子 (いのまた ゆきこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成元年3月 大阪府立成人病センター附属高等看護学院卒業

職 歴

平成元年4月 大阪府立成人病センターに就職
平成3年3月 同 上 退職
平成3年4月 寝屋川市に就職
平成24年4月 保健福祉部健康増進課長
平成26年4月 保健福祉部次長兼健康増進課長
平成28年4月 健康部健康推進室長
平成29年4月 健康部保健所準備室長
平成30年4月 健康部部長兼保健所準備室長
平成31年4月 健康部部長兼保健所副所長
令和元年10月 市民生活部部長兼産業振興室長
農業委員会事務局長 (併任)
令和2年4月 まちづくり推進部部長兼産業振興室長
農業委員会事務局長 (併任)
令和5年3月 同 上 退職

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	██
氏 名	川 口 茂 明（かわぐち しげあき）
生年月日	██

理 由

農業委員会委員の全員が、令和 8 年 7 月 19 日任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 川 口 茂 明 (かわぐち しげあき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 57 年 3 月 近畿大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭 和 57 年 4 月 株式会社西武百貨店 入社
平 成 7 年 3 月 同 上 退社
平 成 14 年 4 月 川口司法書士事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 15 年 4 月 北河内農業協同組合寝屋支部役員
至 平成 31 年 3 月
自 平成 17 年 4 月 寝屋萩原用水組合役員
至 令和 2 年 3 月
自 平成 18 年 8 月 北河内農業協同組合寝屋支部総代
至 現 在

自 平成 19 年 7 月
至 平成 24 年 2 月

寝屋南土地区画整理組合理事長

自 平成 29 年 7 月
至 現 在

寝屋川市農業委員会委員

自 令和 3 年 4 月
至 現 在

寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会役員

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 木 村 照 美 (きむら てるみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 47 年 3 月 大阪信愛女学院短期大学初等教育学科卒業

職 歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立明和小学校教諭
平成 5 年 4 月 寝屋川市立東小学校教諭
平成 15 年 4 月 寝屋川市立南小学校教諭
平成 17 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 近 藤 利 則 (こんどう としのり)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 59 年 3 月 京都芸術短期大学デザイン学科卒業

職 歴

昭和 59 年 4 月 株式会社寝屋川植物園 入社
平成元年 7 月 同 上 退社
平成元年 8 月 株式会社グリーン京阪 代表取締役
令和 7 年 4 月 株式会社アグリ京阪 相談役 (兼務)
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 29 年 4 月 寝屋川市警察協議会会長
至 平成 31 年 3 月
自 平成 30 年 4 月 寝屋川市青少年指導員
至 現 在
自 令和 6 年 7 月 寝屋川ロータリークラブ会長
至 令和 7 年 6 月

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	██
氏 名	田 伐 厚 子（たきり あつこ）
生年月日	██

理 由

農業委員会委員の全員が、令和 8 年 7 月 19 日任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 田 伐 厚 子 (たきり あつこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 48 年 3 月 四條畷学園短期大学家政科卒業

職 歴

昭和 48 年 4 月 白水化学工業株式会社 入社
昭和 50 年 4 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 令和 5 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 堤 下 敏 (つつみした さとし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 53 年 3 月 関西大学商学部卒業

職 歴

昭和 53 年 4 月 枚方寝屋川消防組合消防本部に就職
平成 26 年 4 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 30 年 6 月 九個荘農業協同組合理事
至 令和 6 年 3 月
自 令和 5 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寢屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寢屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所	██
氏 名	中 司 平 六 (なかつか へいろく)
生年月日	██

理 由

農業委員会委員の全員が、令和 8 年 7 月 19 日任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 司 平 六 (なかつか へいろく)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 49 年 3 月 大阪産業大学経営学部卒業

職 歴

昭和 50 年 5 月 株式会社扇屋宮内 入社
昭和 57 年 4 月 同 上 営業課長
平成 3 年 4 月 同 上 取締役部長
平成 23 年 3 月 同 上 取締役部長退任
平成 28 年 2 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平成 10 年 4 月
至 現 在 中木田町防犯委員長
自 令和 5 年 4 月
至 現 在 北河内農業協同組合中木田支部支部長

自 令和 5 年 4 月
至 現 在 中木田町自治会副会長

自 令和 6 年 4 月
至 現 在 木田水利組合副会長

賞 罰

平成 27 年 3 月 大阪府知事表彰（消防功労賞）
令和 5 年 3 月 大阪府知事表彰（消防勤続功労賞）
令和 6 年 9 月 寝屋川市防犯協会定例表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 橋 弘 (なかはし ひろし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 44 年 3 月 大阪産業大学工学部卒業

職 歴

昭和 44 年 4 月 株式会社中西製作所 入社
平成 2 年 4 月 同 上 営業開発課長
平成 7 年 4 月 同 上 営業開発部長
平成 20 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平成 26 年 4 月 北河内農業協同組合堀溝支部支部長
至 現 在
自 令和 2 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 令和 5 年 7 月

賞

罰

なし

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 村 治 彦 (なかむら はるひこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 45 年 3 月 水産大学校増殖科卒業

職 歴

昭和 50 年 4 月 寝屋川北農業協同組合 入職
平成 8 年 10 月 寝屋川市農業協同組合業務部長
平成 14 年 6 月 北河内農業協同組合参事
平成 16 年 4 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 昭和 56 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 昭和 59 年 7 月
自 昭和 62 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 昭和 65 年 7 月
自 平成 18 年 4 月 美井農業会会長
至 平成 20 年 3 月
自 平成 25 年 4 月 北河内農業研究クラブ連絡協議会会長
至 平成 26 年 3 月

自 令和 3 年 6 月
至 現 在 北河内農業協同組合代表監事

自 令和 6 年 4 月
至 現 在 北河内農業協同組合美井支部支部長

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 西 口 完 (にしぐち かん)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 54 年 3 月 大阪府立淀川工業高等学校機械科卒業

職 歴

昭和 54 年 4 月 日本電信電話公社 入社
昭和 60 年 4 月 日本電信電話株式会社
平成 11 年 7 月 西日本電信電話株式会社
平成 25 年 10 月 NTT ビジネスソリューションズ株式会社
令和 3 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 令和 5 年 4 月 九個荘農業協同組合上神田支部支部長
至 令和 6 年 3 月

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 耕 井 信 仁 (ますい のぶひと)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 54 年 3 月 大 阪 工 業 高 等 専 門 学 校 卒 業

職 歴

昭 和 54 年 10 月 枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合 消 防 本 部 に 就 職
平 成 28 年 3 月 同 上 退 職

公 職 歴 等

自 平 成 14 年 6 月 北 河 内 農 業 協 同 組 合 総 代
至 現 在

自 平 成 28 年 4 月 太 秦 共 有 財 産 会 会 長
至 令 和 4 年 3 月

自 令 和 元 年 4 月 北 河 内 農 業 協 同 組 合 太 秦 支 部 役 員
至 令 和 4 年 3 月

自 令 和 5 年 7 月 寝 屋 川 市 農 業 委 員 会 委 員
至 現 在

賞 罰

な し

農 業 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を寝屋川市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所	██
氏 名	溝 口 透（みぞぐち とおる）
生年月日	██

理 由

農業委員会委員の全員が、令和 8 年 7 月 19 日任期満了のため、農業委員会委員に任命したい。〔再任〕

※ 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 溝 口 透 (みぞぐち とおる)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 43 年 3 月 柏原高等学校卒業

職 歴

昭 和 43 年 4 月 株式会社西川造園 入社
昭 和 48 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平成 25 年 4 月 北河内農業協同組合太秦支部支部長
至 平成 27 年 3 月
自 平成 27 年 6 月 北河内農業協同組合理事
至 現 在
自 平成 29 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在
自 平成 31 年 4 月 太秦自治会会長
至 令和 5 年 3 月

自 令和 5 年 7 月
至 現

寝屋川市農業委員会会長職務代理者
在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 南 昌 男 (みなみ まさお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 49 年 3 月 同志社大学法学部卒業

職 歴

昭和 52 年 4 月 太平信用組合 就職
平成 3 年 4 月 同 上 枚方支店長代理
平成 7 年 4 月 同 上 寝屋川支店次長
平成 9 年 4 月 同 上 寝屋川支店長
平成 10 年 12 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 24 年 4 月 九個荘農業協同組合葛原支部支部長
至 現 在
自 平成 29 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 現 在
自 令和 3 年 4 月 寝屋川市農業委員会会長職務代理者
至 令和 5 年 7 月

自 令和 5 年 7 月
至 現 在 寝屋川市農業委員会会長

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 皆 見 吉 孝 (みなみ よしたか)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 52 年 3 月 近畿大学商経学部経済学科卒業

職 歴

昭和 52 年 4 月 寝屋川郵便局に就職
平成 5 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 13 年 4 月 北河内農業協同組合石津支部支部長
至 平成 17 年 3 月
自 平成 17 年 7 月 寝屋川市農業委員会委員
至 平成 20 年 7 月
自 平成 19 年 4 月 北河内農業協同組合石津支部支部長
至 平成 27 年 3 月
自 平成 21 年 6 月 北河内農業協同組合理事
至 平成 24 年 6 月

自 平成 27 年 4 月
至 平成 29 年 3 月

寝屋川市消防団第 2 分団分団長

自 平成 29 年 7 月
至 令和 2 年 7 月

寝屋川市農業委員会委員

自 令和 元年 4 月
至 令和 5 年 3 月

北河内農業協同組合石津支部支部長

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 脇 山 康 澄 (わきやま やすずみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 58 年 3 月 同志社大学経済学部卒業

職 歴

昭和 58 年 4 月 郵政省近畿郵政局に就職
平成 5 年 4 月 寝屋川国松郵便局長
平成 22 年 4 月 郵便局株式会社近畿支社河内北部連絡会副統括
平成 30 年 3 月 同 上 退社
平成 30 年 4 月 有限会社脇山取締役
現在に至る

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

